

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 身体障害者手帳の交付にあたり、申請書に基づき、住所、氏名、生年月日、個人番号、障害情報等を身体障害者手帳システムへ入力する。また、申請書類の画像データをシステムへ取り込み（スキャニング）、入力データとの紐づけ作業を行う。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 当業務は、障がい者の雇用、就業の促進及び職業の安定を図るため、「障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱」に基づき登録された障害者雇用努力企業、特例子会社等へデータ入力業務等を委託するものである。 入力内容は個人情報であるため、外部への持ち出しは行わず、当所へパンチャーを派遣することができ、秘密保持の上で信用性のある業者に委託する必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 令和7年度の障害福祉サービス事業所名簿（ハート購入名簿）の岐阜圏域で確認したところ、Man to Man Passo(株)がデータ入力、画像取込（スキャニング）業務が受注できる者の登載があり見積を依頼したところ、来年度は要員確保が出来ない理由で見積辞退届の提出があった。 (パッソ工房各務原校も電話で確認したが受注不可) このため、障害者雇用努力企業認定名簿、特例子会社・重度障害者多数雇用事業所登録名簿、母子・父子福祉団体登録名簿で調べたところ、特例子会社名簿に登載しているMan to Man Animo(株)1社のみで設計金額からすると、指名競争入札すべきところ、障害者就労施設等で他に受注可能事業所が無い場合 Man to Man Animo(株)を選定した。 また、Man to Man Animo(株)は、平成27年度から令和4年まで、身体障害者手帳システムへの入力業務を受託した実績があり、適正に履行されていることから契約相手として適当である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。